

ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023マスコット等使用要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、別添の「ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023デザインガイドマニュアル」(以下、「ガイドマニュアル」という。)に定める、ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023マスコットキャラクターのみきゃん、ダークみきゃん、こみきゃん、規定書体並びにシンボルマーク等(以下「マスコット等」という。)を使用する際に必要な事項を定める。

(使用方法)

第2条 マスコット等は、ガイドマニュアルに従って使用しなければならない。

(使用料)

第3条 マスコット等の使用は、無償とする。

(使用の申請)

第4条 マスコット等を使用しようとする者(以下「使用申請者」という。)は、あらかじめねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023マスコット等使用許諾申請書(様式1)に必要書類を添えてねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023実行委員会会長(以下「会長」という。)に提出し、その許諾を得るものとする。

- 2 会長は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、使用申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。
- 3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、会長の許諾を要しない。
 - (1) 国、地方公共団体、一般財団法人長寿社会開発センター、明るい長寿社会推進機構、交流大会会場地市町の実行委員会、交流大会の競技団体及びこれに加盟する団体、愛媛県内の社会福祉協議会、公益財団法人全国老人クラブ連合会、都道府県・政令指定都市老人クラブ連合会及び愛媛県内の市町老人クラブ連合会が営利を目的とせず使用するとき。
 - (2) 保育所、認定こども園並びに学校教育法第1条に規定する学校が教育的目的で使用するとき。
 - (3) 報道機関が、新聞、テレビ及び雑誌等に、報道及び広報の目的で使用するとき。

- (4) 愛媛県が主催又は共催となって実施するイベント等で使用する時。
- (5) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当する時。
- (6) ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023マスコットキャラクターみきゃんの着ぐるみを使用する者が、当該イベントの広報にマスコット等のデザインを使用する時。
- (7) その他会長がその使用を適当と認めた時。

(資格要件)

第5条 前条第1項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当する時は、マスコット等の使用を許諾しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用の許諾)

第6条 会長は、第4条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコット等の使用を許諾するものとする。

- (1) ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある時。
- (2) マスコット等のイメージを損なうおそれのある時。
- (3) 立体物で、その形状等がマスコット等の立体物と認められない時。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある時。
- (5) マスコット等を使用することにより、誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる時。
- (6) 宗教的行事・活動及び政治活動等に使用する時。
- (7) ガイドマニュアルに従って使用しないおそれのある時。
- (8) この要綱の趣旨及び目的に反する場合その他マスコット等の使用が適当でないと認められる時。

2 会長は、マスコット等の使用を許諾する時は、ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023マスコット等使用許諾通知書（様式2）により、使用申請者に

通知するものとする。

3 会長は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。

4 会長は、使用を許諾しないときは、ねんりんピック愛顔のえひめ2023マスコット等使用不許諾通知書（様式3）により、使用申請者に通知するものとする。

（使用期間）

第7条 マスコット等が使用できる期間は、ねんりんピック愛顔のえひめ2023実行委員会（以下「実行委員会」という。）が解散する日までとする。

（許諾内容の変更）

第8条 マスコット等を使用する者（以下「使用者」という。）は、許諾を受けたマスコット等の使用内容を変更しようとするときは、ねんりんピック愛顔のえひめ2023マスコット等使用内容変更申請書（様式4）を会長に提出し、その許諾を得るものとする。

2 会長は、マスコット等の使用内容の変更を許諾する場合には、ねんりんピック愛顔のえひめ2023マスコット等使用内容変更許諾通知書（様式5）により、使用者に通知するものとする。

3 会長は、マスコット等の使用内容の変更を許諾しない場合には、ねんりんピック愛顔のえひめ2023マスコット等使用内容変更不許諾通知書（様式6）により、使用者に通知するものとする。

4 第1項の申請については、第4条から第6条の規定を準用する。

（使用の廃止）

第9条 使用者は、マスコット等の使用を廃止したときは、速やかにその旨をねんりんピック愛顔のえひめ2023マスコット等使用廃止届出書（様式7）により会長に届出なければならない。

（許諾の取消）

第10条 会長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第2項の使用許諾を取り消すことができる。

（1）この要綱の規定に違反したとき

（2）第6条第1項の各号のいずれかに該当することとなったとき

（3）第6条第3項の条件に違反したとき

（4）その他会長が取り消すことが適当と認めるとき

2 会長は、前項の規定による使用許諾の取り消しにより使用者に生じた損害

について、一切の責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

第11条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用权を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 原則として、「ねんりんピック愛顔のえひめ2023マスコットキャラクターみきゃん」、「愛媛県ダークみきゃん」、「愛媛県こみきゃん」と標記を付すること。ただし、その形状等から標記を付することが困難な場合は、この限りでない。
- (4) 原則として、マスコット等の近接に許諾番号を明記すること。ただし、その形状等から許諾番号を付記することが困難な場合は、この限りでない。
- (5) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (6) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに会長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と会長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用の非独占性等)

第12条 この要綱による許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してマスコット等を使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は使用対象物等について実行委員会が推奨を行うものではない。

(使用実績の報告)

第13条 会長は、使用者に対し、マスコット等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

(損失補償等の責任)

第14条 会長は、マスコット等の使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式1)

ねんりんピック愛顔^{えがお}のえひめ2023マスコット等使用許諾申請書

年 月 日

ねんりんピック愛顔^{えがお}のえひめ2023
実行委員会会長 宛

(申請者)

住所 (所在地)	〒		
企業・団体等名			
代表者名			
担当者名			
電話番号		F A X	
メール			

ねんりんピック愛顔^{えがお}のえひめ2023マスコット等を使用したいので、次のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、裏面の附帯事項を承諾します。

使用目的	
使用区分	<input type="checkbox"/> 商品 <input type="checkbox"/> その他
作成物 (内容、種類、品種等)	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用・頒布等の場所	
価格※1	円
製造個数	個(部)
実行委員会ホームページへの掲載の可否	<input type="checkbox"/> 掲載可 <input type="checkbox"/> 掲載不可
その他	

※1 商品の場合は小売価格(消費税及び地方消費税を含まない)、景品及び広告の場合は製造価格を記入。

使用要綱第5条各号に該当しないことを誓約します。

企業・団体等名 _____

代 表 者 名 _____

(参考 要綱第5条)

第5条 前条第1項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、マスコット等の使用を許諾しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

【添付書類】

- 企画書等（レイアウト、設計図等使用方法がわかるもの）
- 申請者の概要が分かる書面（パンフレット等）
- その他

【附帯事項】

- (1) ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023デザインガイドマニュアルに従って使用すること。
- (2) 許諾された内容により使用すること。
- (3) 許諾を受けた使用权を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、「ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023マスコットキャラクターみきちゃん」、「愛媛県^{えがお}みきちゃん」、「愛媛県こみきちゃん」と標記を付すること。
- (5) 原則として、マスコット等の近接に許諾番号を明記すること。
- (6) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに会長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と会長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (8) 実行委員会からマスコット等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。

(様式2)

ねんりんピック愛顔^{えがお}のえひめ2023マスコット等使用許諾通知書

第 号
年 月 日

様

ねんりんピック愛顔^{えがお}のえひめ2023
実行委員会会長

年 月 日付けで申請のあった、ねんりんピック愛顔^{えがお}のえひめ2023マスコット等の使用については、次のとおり許諾します。

なお、使用にあたっては、下記の附帯事項を遵守してください。

許諾番号	
作成物 (内容、種類、品種等)	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用・頒布等の場所	
条件	

【附帯事項】

- (1) ねんりんピック愛顔^{えがお}のえひめ2023デザインガイドマニュアルに従って使用すること。
- (2) 許諾された内容により使用すること。
- (3) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、マスコット等の近接に許諾番号を明記すること。
- (5) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (6) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに会長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と会長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (7) 実行委員会からマスコット等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。

(様式3)

ねんりんピック愛顔^{えがお}のえひめ2023マスコット等使用不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

ねんりんピック愛顔^{えがお}のえひめ2023
実行委員会会長

年 月 日付けで申請のあった、ねんりんピック愛顔^{えがお}のえひめ2023マスコット等の使用については、次の理由により、不承諾とします。

不承諾対象物品等	
理由	

(様式4)

ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023マスコット等使用内容変更申請書

年 月 日

ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023

実行委員会会長 宛

(申請者)

住所 (所在地)	〒		
企業・団体等名			
代表者名			
担当者名			
電話番号		F A X	
メール			

年 月 日付けで許諾を受けた内容について変更したいので、次のとおり申請します。

なお、使用にあたっては、下記の附帯事項を承諾します。

許諾番号	
使用対象物品等	
変更内容	

【附帯事項】

- (1) ねんりんピック^{えがお}愛顔のえひめ2023デザインガイドマニュアルに従って使用すること。
- (2) 許諾された内容により使用すること。
- (3) 許諾を受けた使用权を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、マスコット等の近接に許諾番号を明記すること。
- (5) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (6) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに会長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と会長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (7) 実行委員会からマスコット等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。

(様式5)

ねんりんピック愛顔^{えがお}のえひめ2023マスコット等使用内容変更許諾通知書

第 号
年 月 日

様

ねんりんピック愛顔^{えがお}のえひめ2023
実行委員会会長

年 月 日付けで申請のあった、ねんりんピック愛顔^{えがお}のえひめ2023マスコット等の使用内容の変更については、次のとおり許諾します。

なお、使用にあたっては、下記の附帯事項を遵守してください。

許諾番号	
使用対象物品等	
変更内容	

【附帯事項】

- (1) ねんりんピック愛顔^{えがお}のえひめ2023デザインガイドマニュアルに従って使用すること。
- (2) 許諾された内容により使用すること。
- (3) 許諾を受けた使用权を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、マスコット等の近接に許諾番号を明記すること。
- (5) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (6) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに会長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と会長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (7) 実行委員会からマスコット等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。

(様式6)

ねんりんピック愛顔えがおのえひめ2023マスコット等使用内容変更不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

ねんりんピック愛顔えがおのえひめ2023
実行委員会会長

年 月 日付で申請のあったねんりんピック愛顔えがおのえひめ2023マスコット等の使用内容の変更については、次の理由により、不承諾とします。

承諾番号	
使用対象物品等	
理由	

(様式7)

ねんりんピック愛顔^{えがお}のえひめ2023マスコット等使用廃止届出書

年 月 日

ねんりんピック愛顔^{えがお}のえひめ2023

実行委員会会長 宛

(申請者)

住所 (所在地)	〒		
企業・団体等名			
代表者名			
担当者名			
電話番号		F A X	
メール			

ねんりんピック愛顔^{えがお}のえひめ2023マスコット等の使用を廃止したので、次のとおり届出します。

許諾番号	
廃止日	年 月 日
その他	